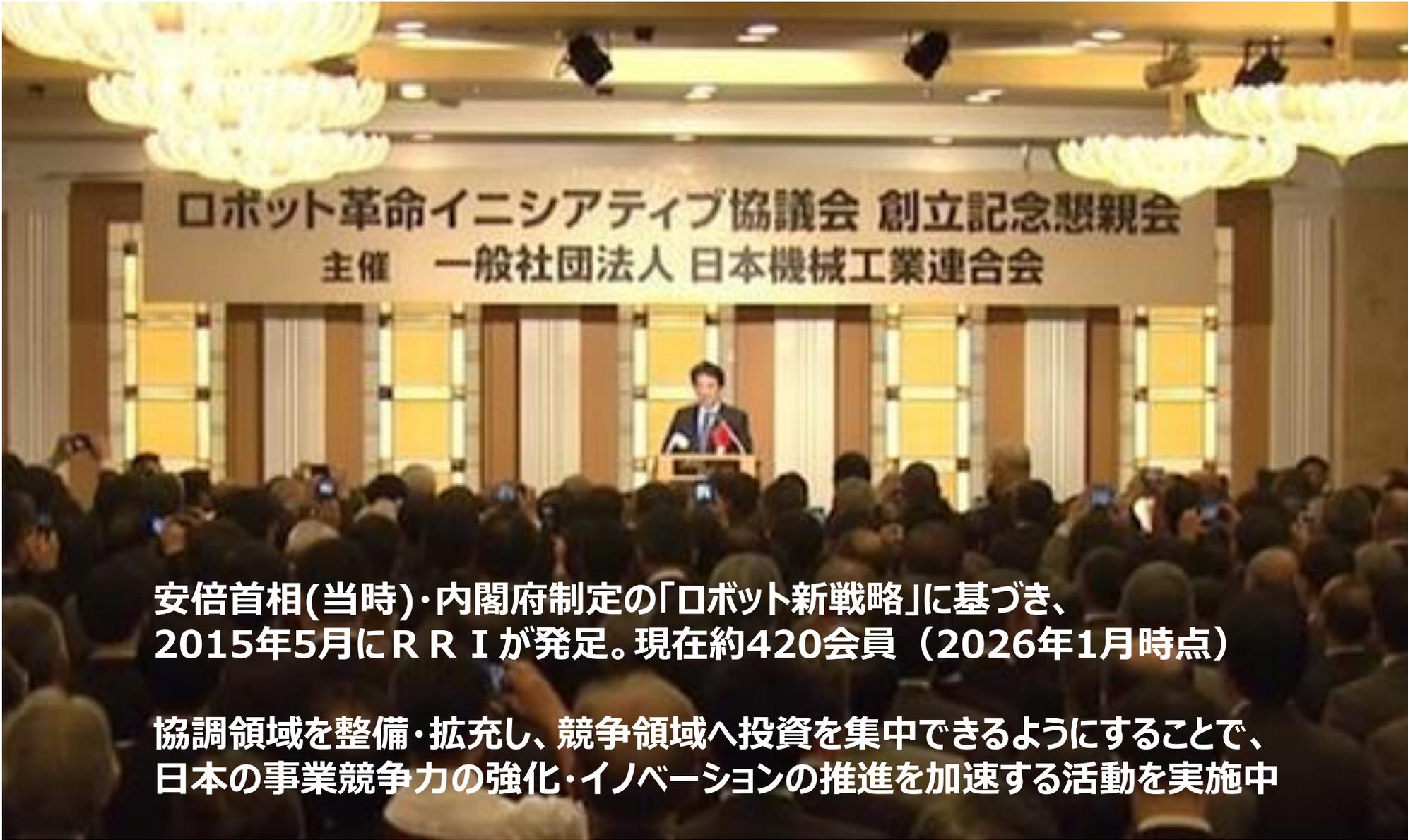


# 「全国ロボット・地域連携ネットワーク」 (RINGプロジェクト) 企業会員説明会

2026年1月15日・21日  
ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会

# 1. ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会（RRI）について

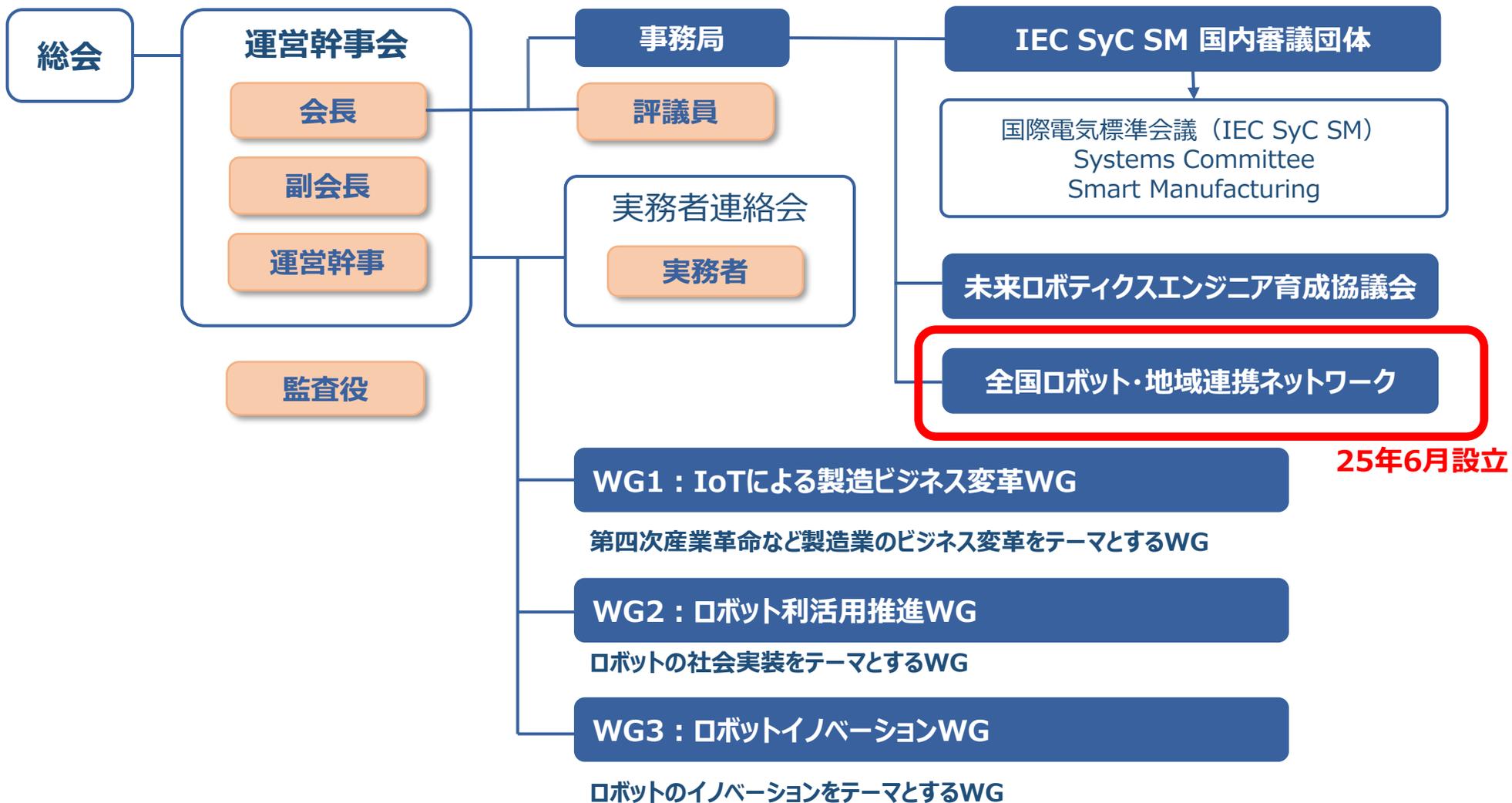


ロボット革命イニシアティブ協議会 創立記念懇親会  
主催 一般社団法人 日本機械工業連合会

安倍首相(当時)・内閣府制定の「ロボット新戦略」に基づき、  
2015年5月にR R Iが発足。現在約420会員（2026年1月時点）

協調領域を整備・拡充し、競争領域へ投資を集中できるようにすることで、  
日本の事業競争力の強化・イノベーションの推進を加速する活動を実施中

## 2. RRI 組織体制



# 3. 企業会員 入会のご案内

添付「全国ロボット・地域連携ネットワーク 企業会員  
入会申込書」に必要事項を記入の上、  
事務局（ [ring@jmfrri.gr.jp](mailto:ring@jmfrri.gr.jp) ）へ提出下さい。

## <記載上の留意事項>

- ✓ 会員種別：「3.企業会員（大企業等）」or  
「4.企業会員（中小企業）」のどちらかを選択下さい。
- ✓ 事業概要には、本会の活動に関連する内容を中心にご記載下さい。
- ✓ 代表者および連絡責任者を登録願います。  
代表者は本会活動に参加する代表者を登録願います。
- ✓ ご入会理由は、今後の取組みの参考とさせて頂きたく、  
可能な限り、詳細にご記載下さい。

お申込み受付後、内容確認・審査を経て、  
登録メールアドレス宛に「入会のご連絡」を送信します。

申請日 20 年 月 日

全国ロボット・地域連携ネットワーク「企業会員」入会申込書

■会員

会員種別 ※1 (該当項目に丸印)	3. 企業会員（大企業等）	4. 企業会員（中小企業）
貴社名 ※2		
同 ふりがな		
本社所在地	〒 -	
ホームページ URL		
事業概要 ※3		

※1 中小企業の範囲は、中小企業基本法第2条第1項に定める範囲に従うものとし、大企業等とは中小企業以外の企業等を指すものとする。  
 ※2 株式会社など含め、正確な会社名（商号）を記載願います。  
 ※3 複数の事業を行っている場合、本会の活動に関連する事業概要を中心に記載願います。

■代表者（企業等の代表（取締役等）ではなく、本会活動に参加する代表者を登録願います。）

ご所属			
お役職			
お名前			
所在地	〒 -		
電話		Email	

■連絡（窓口）責任者（代表者が連絡窓口も兼ねる場合は記載不要です）

ご所属			
お役職			
お名前			
所在地	〒 -		
電話		Email	

■ご入会の理由をお知らせ下さい

入会の理由に該当する項目に丸印をお願いします。

1. 自社のソリューションを提供し生産性向上に貢献したい
2. 自社の取引先（サプライヤー）や関連企業との生産性向上支援に取り組みたい
3. その他

2026/01/15 策定

＜本会の現行規約＞ 詳細は以下ご確認下さい。

[https://www.jmfrri.gr.jp/region\\_network/policy](https://www.jmfrri.gr.jp/region_network/policy)

＜企業会員制度導入に伴う主な追加・変更項目＞

- ・第4条（会員）（3）企業会員の 신설
- ・第6条 企業会員を対象とした入会不承認条項の 신설
- ・上記追加により、以降の条番号を繰り下げる。（第6条→第7条）
- ・第9条（役員）（2）企業会員新設に伴う幹事人数の変更
- ・第16条-6（議決権）企業会員の追加
- ・第19条（会費）企業会員会費の追加

### <主な規約内容（抜粋）>

#### 第4条（会員） <変更点> 企業会員の追加

本会の会員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 正会員：本会の目的に賛同し、地域企業のロボット導入をはじめとした生産性向上の支援に取り組む地方自治体、支援機関等
- (2) 準備会員：本会の目的に賛同し、地域企業のロボット導入をはじめとした生産性向上の支援に取り組むための支援体制整備を行っている地方自治体、支援機関等
- (3) 企業会員：本会の目的に賛同し、地域企業のロボット導入をはじめとした生産性向上に資する取組を推進できる企業等

#### 第5条（入会）

本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出し、第17条で定める幹事会の承認を得て会員になることができる。

本会の会員になる者は、会員を代表する1名を登録することとし、代表者に変更が生じた場合は、速やかに事務局に報告するものとする。

## <主な規約内容（抜粋）>

### 第6条（入会不承認） <変更点> 入会不承認条項の新設

本会の会員になろうとする者が、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、本会は入会を承認しない場合がある。

- (1) 入会申込時の申告事項に、虚偽の記載、誤字又は記入漏れがある場合
  - (2) 過去に本会から資格を取り消されたことがある場合
  - (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標榜ゴロ、その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準ずる者である場合
  - (4) 外資系企業（外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体をいう。）で、日本に支社又は製造拠点を持たない場合
- 2 前項（4）の規定に関わらず、地域企業のロボット導入をはじめとした生産性向上に資する取組を推進できる企業として幹事会が認める企業は、入会を承認する場合がある。

### 第7条（退会）

本会は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、会員が退会しようとするときは、あらかじめ書面をもって事務局に提出しなければならない。

- 2 会員が、第4条に定める会員資格を満たさなくなった時は、退会したものとみなす。
- 3 会員が、本規約を遵守しないとき又は本会の趣旨にそぐわない行為があった場合、第17条で定める幹事会の承認を得て退会させることができる。

## <主な規約内容（抜粋）>

### 第9条（役員） <変更点> 企業会員新設に伴う幹事人数の変更

本会の運営のため、次の各号に定める役員を置く。

- (1) 主査：1名
- (2) 幹事：15名以下
- (3) 監査役：1名

### 第16条（総会）

本会の議決機関として総会を開催する。

- 2 総会は、会員をもって構成し、毎年1回通常総会を開催する。ただし、主査が特に必要と認める場合には、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、主査が招集する。ただし、主査が適当と認めた場合には、オンライン、書面又は電子メール（以下「書面等」という。）による開催とすることができる。
- 4 総会では、事業計画及び事業報告、予算及び決算など本会の運営に関する重要事項を審議し、決定するものとする。
- 5 総会の議長は、主査がこれにあたる。
- 6 総会における議決権は、正会員、準備会員それぞれ1会員につき1票とする。
- 7 総会は、総会の議事は、出席者（オンライン、代理出席、委任状を含む。）の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによるものとする。

## <主な規約内容（抜粋）>

### 第19条（会費） <変更点> 企業会員の追加

本会の会員は、次の各号に定める年会費を納入しなければならない。

- (3) 企業会員：大企業等 30万円、中小企業 15万円
- 2 中小企業の範囲は、中小企業基本法第2条第1項に定める範囲に従うものとし、大企業等とは中小企業以外の企業等を指すものとする。
- 3 事務局が認める者については年会費を免除することができる。
- 4 会費は、事業年度の途中で入会した場合にも一律とし、途中退会の場合も返却しない。

### 第20条（予算及び決算）

本会の運営に係る予算及び決算は、総会の承認を受けなければならない。

- 2 年度途中で予算案を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。  
ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
- 3 前条に定める会費は、本会の運営のための経費にのみ活用するものとし、余剰金が発生した場合は、次年度に繰り越すものとする。

第22条（事務局） 本会の事務局は、ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会に置く。

### <主な規約内容（抜粋）>

#### 第25条（情報の帰属）

本会の活動を通して得られた導入事例等の活動成果は、本会に帰属し、会員に共有することができる。

2 会員が本会で得た情報は、公開情報を除いて原則として会員限りとする。ただし、本会以外に公開する必要がある場合は、事務局の了解を得て行うものとする。

#### 第28条（禁止事項）

本会における諸活動及びそれを行う者は、「価格制限行為」、「数量制限行為」、「顧客、販路等の制限行為」、「設備又は技術の制限行為」、「参入制限行為等」、「その他、競争法に抵触するおそれのある行為」及びその疑いを惹起する行為を行わない。

会員募集は随時、受け付けておりますが、  
第3回全体会合（3/10）や26年度総会（4/中頃予定）に参加頂きたく、  
入会審査の期間も考慮し、  
2月27日（金）迄に申込み 頂けますと幸甚です。

詳細は、以下「全国ロボット・地域連携ネットワーク」専用ホームページにてご確認ください。

[https://www.jmfrri.gr.jp/region\\_network](https://www.jmfrri.gr.jp/region_network)

ご不明な点は、事務局までお問合せ下さい。

ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会

RINGプロジェクト事務局 酒井、野上

( ☒ [ring@jmfrri.gr.jp](mailto:ring@jmfrri.gr.jp) / ☎ 03-6302-1861 )